

業務仕様書

1 業務名

札幌市映像活用推進プラン改定に向けた調査業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、平成26年5月に制定した「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例（通称：映像のまち条例）」の規定に基づき、平成28年6月から令和3年度を対象とした「第1期札幌市映像活用推進プラン」、令和4年3月に「第2期 札幌市映像活用推進プラン」を策定し、映像を活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ戦略的に実施している。

この映像活用推進プランについては、令和8年度をもって5年間の計画期間（令和4年度から令和8年度まで）が終了することから、計画の改定を予定しており、令和8年度に改定を行うこととしている。

そこで、改定に向けた調査として、札幌市内の映像産業全体の現状と今後の見通しを把握するとともに、次期計画期間における映像産業振興の方向性について、総合的に検討を行うことを目的とする。

※第1期 札幌市映像活用推進プラン

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou.html>

第2期 札幌市映像活用推進プラン

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou2.html>

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

委託する業務は以下のとおりとする。なお、内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者（札幌市）と受託者で協議し、調整すること。

(1) 札幌市における映像産業の現状と課題の分析

札幌市を取り巻く社会環境等を踏まえ、札幌市における映像産業の状況や課題等を分析・再整理する。

なお、以下の項目も調査・分析に含めること。

ア 札幌市内に本社または主要な事業所を有する映像制作事業者（実写、アニメーション、ゲーム等）、その他関連事業者（スタジオ、ロケバス等）も対象とし、ヒアリング調査等を通じて、市内事業所数のほか、主要な事業所の会社規模（従業員数、組織体制など）、財務状況（直近3年間の売上高、投資額など）、業務実績（制作作品名、受注実績など）等について、定量的な状況把握と課題分析を行う。

イ 「実写映像（映画、番組制作、CMなど）」、「アニメーション」、「ゲーム」の各分野に焦点を当て、我が国における産業構造（サプライチェーン、主要な職種など）、主要なビジネスモデル（収益源、取引形態など）、業界地図（札幌市・北海道内と全国の比較）、先進的な人材確保・育成策をとりまとめる。

(2) 札幌市における映像産業振興の方向性の提言

上記(1)の調査・検討内容を踏まえ、次期計画期間（令和9年度から令和13年度）における札幌市の映像産業振興の方向性について整理・提言し、併せて、改定後の映像活用推進プランに掲載すべき事項や章立てなどを示す骨子案を提示する。

(3) 調査報告書の作成

上記(1)、(2)の調査・検討内容を取りまとめた報告書を作成する。

5 成果物

- (1) 調査報告書：A4縦（枚数制限なし）製本、カラー両面印刷 3部
- (2) 中間資料一式（報告書作成の元となるデータ等）：様式自由 3部
- (3) 電子データ：電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 1組

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲

載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

8 委託者担当部局

〒060-0811 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎15階北）

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 佐野、田中

電話：011-211-2392 FAX：011-218-5130

E-mail：creative@city.sapporo.jp